

○議案第7号資料訂正表

・成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

訂正前	訂正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに地域社会における福祉の増進を図るため、成田市東小学校跡地複合施設(以下「複合施設」という。)を成田市<u>十余三392番地4</u>に設置する</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに地域社会における福祉の増進を図るため、成田市東小学校跡地複合施設(以下「複合施設」という。)を成田市<u>堀之内392番地4</u>に設置する。</p>